

文化財と自然保護



山 田 文 明

文化財といえは、一般にはなにか古ぼけたものや流行おくれのものを「文化財ものだ」というように、古い神社仏閣や書画骨董類のイメージが強く、自然保護などとは縁遠い存在のように思われがちである。

しかし、文化財の範囲はなかなか広く、歴史上または芸術上価値の高い建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、その他文化的財産や考古資料などの、いわゆる一般に古いものとのイメージを与えている△有形文化財▽から、伝統芸術としての△無形文化財▽、生活の推移を示す有形無形の△民俗資料▽、さらに先住民の遺跡や歴史の跡を裏付ける△史跡▽など、人類の築きあげてきた諸々の文化遺産のほかに、庭園、橋梁、山岳、海浜などの優れた景観を△名勝▽として、また動物、植物、地質鉱物とその生息地、繁殖地、渡来地、自生地、現象地などで学術的に価値の高いものを△天然記念物▽として自然そのものも文化財の範疇にふくめており、その保護保存は自然保護と深い関連をもっているのである。

文化財の保護措置

文化財は歴史上、芸術上、または学術上価値の高いものを重点的に保護するため、文化財保護法、および北海道文化財保護条例、または市町村条例で△指定▽すること

によって保存を義務づけ、広く一般の理解普及と学術研究に資することとしている。

指定の仕方はそれぞれ文化財のもつ性格によって異なるが、自然保護と関連の多い史跡、名勝、天然記念物は、一部の動物指定を除いては地域を指定するのが立前であり、指定地域内の現況を変更する行為は強く制限され、一木一草といえども無断でとれないことにしている。

しかし、これまでの史跡名勝天然記念物指定の傾向は、今日のように開発が急速、かつ大規模に進められて自然環境が大きく変貌するなどとは考えられもなかったために、指定対象地域は、その文化財のもつとも重要な中心部分だけの顕彰的ともいえる形の指定が多く、そのものの保存に必要な周辺の環境保護の措置に欠ける面があった。また、指定しなくとも当然保存されるものと考えられていたものでも、近年の自然環境の変化激減によって稀少価値となっているものや、緊急に保存を必要とするものがふえてきているので、文化財指定の促進と指定地域の再検が急がれている。

天然記念物の保護と自然保護

天然記念物は指定することが直接的に自然保護と関連するものであり、道内の天然記念物指定の状況は本州にくらべて割合広

い面積が指定されているが、それでもまだまだ指定して保護しなければならぬと思われる地域が多い。とくに近年の自然破壊の状況から、動物植物それぞれ生態系的な保存をはかるばかりでなく、動物植物の関連した総合的保護も必要となっている。

まず、動物関係の指定状況についてみると、稀少価値となった生物の保護のため現在、タンチョウ、クマガイ、オジロワン、オオワシなどの鳥類と、氷河期の遺存生物であるウスバキチョウ、アサヒヒョウモンなどの高山蝶を地域を問わずにその個体を指定し、生存に影響をおよぼす行為の一切を禁止しているが、肝腎の生息地である自然環境が変わってしまったえば、直接捕獲殺戮しなくとも繁殖することができず、ついには滅亡の運命を辿ることになってしまうわけである。

さいわいタンチョウについては、特別天然記念物でもあり、昔から瑞鳥として日本人の心に親しまれてきたために、一般の保護意識も厚く、保護の成功してきた特例ともいえるが、それでも生息地は釧路湿原の一部分を天然保護区域として指定確保しているにすぎず、それさえも周囲の開発方法如何で、姿を変えていくおそれが生じている。まして、指定地外に生息している鶴は直接危害を加えられないまでも、間接的に

は急速な開発の波によって、いつ生息地を奪われてしまうか、つねに不安に脅やかさされているといつても過言ではない。

タンチョウにしてこの状態であるから、他の繁殖地、生息地が指定確保されていないクマガヤ、オジロワシ、オオワシは、このままでは減少の一途を辿ることは推測に難くない。また、野生鳥獣は全般的に減っており、その保護対策は各分野で問題となっているが、天然記念物指定にしても限度

があり、現在、繁殖地を指定しているのは海鳥繁殖地として離島数カ所を指定しているにすぎず、他生物においても絆鮎とオシロコマの生息地を最近指定しただけという状況で、大雪山に生息の高山蝶の場合も食草である高山植物が心ない観光客に荒らされるおそれが生じてきており、生息地域の保護が今後の天然記念物指定の大きな課題となっている。

また、植物関係については、野幌・藻岩・円山・登別の各原始林、釧路・霧多布・雨竜沼の湿原、斜里・大津海岸の海浜植物群落、アポイ岳・後方羊蹄山・礼文島などの高山植物地帯、さらにヒノキアスナロ・ゴウマツ・ブナなどの自生北限林や、アオトドマツ自生南限林、また、有名なマリモをはじめエゾムラサキツツジ、サカイツツジ、チシマザクラ、ヤチカンバ、化粧柳

ひかりごけ、アツケソウなどの群落や、かつては道内いたるところにあったが、最近すっかり姿を消してきているかしわ林や栗林と、かなり指定しており、なお目下指定すべく手続き中のものも若干ある。

しかし、本道の広い面積や、わが国における地理的位置、加えて前述の生態系的自然保存などを考えるとき、今後指定を考慮すべきものが、きわめて多いことを痛感している次第である。

地質鉱物関係の天然記念物指定は、昭和南山、樽前山山頂丘、新冠泥火山、当麻および中頓別の鐘乳洞、羅臼の間歇泉、名寄の鈴石と高師小僧、白滝の流紋岩球類、二股温泉の石灰華、根室の車石などであり、火山現象や柱状節理で今後指定を予定しているものもあるが、とかく自然保護では忘れられがちな存在である。

このように天然記念物の指定は自然保護の一端を担ってきたが、近年の急激な自然の変貌により、天然記念物の保護自体からも抜本的な対策を講ずる必要に迫られており、道教委としては数年前より動物の生息状況と植生の調査を実施し、北海道全域の動物生息域図と植生図の作成をすすめているので、明年度の完成をまって、どこをどの範囲で指定すれば、保護したい動植物をまもれるかという根本的な検討をすること

にしているので、自然保護関係者と提携して効果をあげたいものと考えている。

史跡の保護との関連

史跡と自然保護は、天然記念物のように全面的な関係はないが、史跡の保存には周辺の地理的環境を残す必要のあるものが多いので、まったく無関係とはいえない。

史跡の指定も、従来は歴史の跡を広く知らしめる顕彰的なものが多く、城にしても松前藩以前の和人の館にしても、幕末における本道沿岸に築かれた各藩の陣屋にしても、またアイヌのチャンにしても、かつてここに築かれていたという程度の指定が多く、その城構え、陣構えの重要な構成要素である後背の丘陵や周傍する河川や急崖などの地形は、指定しなくとも残っていくものとして指定地域からはずされ、単に内陣の遺構だけを保護する傾向が強かった。

その結果、最近の急速な宅地造成や地域開発工事などで、丘陵は削りとられて整地され、川は改修で姿を消すという状況で、なんのためにここに館やチャンをつくったのか、何故陣屋を築いたのか、それはどんな構造規模であったのかということは、いまのうちになんらかの措置をしなければ、まったくわからなくなってしまう状態となっている。そこで最近では、史跡の復元整備

とあわせて指定地域の拡大を試みているのであるが、史跡を構成する自然環境の保護という面から自然保護と関連があり、認識を深めていただきたいものである。

埋蔵文化財保護との関連

本道の場合、埋蔵文化財といえ、ほとんど先住民族のものであり、それを包蔵している土地は先住民族の住居跡、貝塚、墳墓などの遺跡が主で、未開発の自然林、原野、放牧地などに多く残されているが、最近道内の隅々にまで開発工事が進められているため、遺跡が急速に姿を消していることは、本誌七号でも北大大場教授が述べているとおりである。とくに最近では、斜里、常呂、礼文などで問題となったように、海岸の砂丘地帯の土砂採取事業による遺跡破壊の傾向がふえてきており、その他の地域でも工場進出、宅地造成、農地改良事業などで、自然地域に残されている遺跡が破壊消滅の憂目にあっている。

このような遺跡破壊の現状に対応してその保護をはかるためには、未開発の自然環境地域の保存に負うところが多く、自然保護即遺跡保護といつてもよいほど関連があり、ともに相提携して保護に努めたいものと考えている次第である。